

# 参 考 资 料

# 目 次

## 1 職員給与関係資料

令和3年職員給与実態調査の概要	参考-1
第1表 給料表別職員数（性別職員構成）、平均年齢、平均経験年数	参考-2
第2表 給料表別平均給与月額	参考-4
第3表 給料表別・級別・学歴別給料月額等	参考-6
第4表 民間給与と比較対象とした行政職給料表適用職員の平均給与月額	参考-8
第5表 給料表別・級別・号給別職員数	参考-10
第6表 給料表別・級別・年齢別職員数	参考-14
第7表 扶養手当支給状況	参考-18
第8表 扶養親族別職員数	参考-19
第9表 通勤手当支給状況	参考-20
第10表 通勤方法別・距離別職員数	参考-21
第11表 住居手当支給状況	参考-22
第12表 単身赴任手当支給状況	参考-22
第13表 再任用職員の適用給料表別・級別人員	参考-23

## 2 公務員給与比較資料

第14表 東北各県職員の級別給料月額等（行政職）	参考-24
--------------------------	-------

## 3 民間給与関係資料

令和3年職種別民間給与実態調査の概要	参考-25
第15表 産業別・企業規模別調査対象事業所数	参考-26
第16表 民間における初任給の状況	参考-27
第17表 企業規模別・職種別・学歴別給与額等	参考-28
第18表 民間における初任給の改定状況	参考-45
第19表 民間における家族手当の支給状況	参考-46
第20表 民間における在宅勤務手当の支給状況	参考-46
第21表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	参考-46
第22表 民間における定年制の状況	参考-47
第23表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	参考-47
第24表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	参考-47

## 4 生計費及び労働経済指標関係資料

令和3年4月の標準生計費算定方法	参考-49
第25表 山形市における費目別・世帯人員別標準生計費	参考-50
第26表 労働経済指標	参考-52

# 1 職員給与関係資料

## 令和3年職員給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

### (1) 調査の目的と時期

この調査は、本県職員の給与を検討するため、令和3年4月1日現在における職員等の給与の支給状況等を調査したものである。

### (2) 調査の範囲

「山形県職員等の給与に関する条例」の別表第1から別表第6までの各給料表の適用を受ける県職員、「市町村立学校職員給与負担法」第1条に規定する職員及び「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」第4条第1項の給料表の適用を受ける職員（休職等の職員を除く。）

### (3) 調査の内容

給料額、学歴、年齢、経験年数等

#### 《参考》給与条例の各給料表の適用される主な職（職員）

行政職	：他の給料表の適用を受けないすべての職員
公安職	：警察官
教育職(1)	：教諭（県立高等学校、特別支援学校）
教育職(2)	：教諭（市町村立小・中学校）
研究職	：試験場等において試験研究業務に従事する職員
医療職(1)	：医師、歯科医師
医療職(2)	：獣医師、薬剤師、栄養士
医療職(3)	：保健師、看護師
海事職	：練習船等に乗り組む職員

第1表 給料表別職員数（性別職員構成）、平均年齢、平均経験年数

1 山形県職員等の給与に関する条例に定める給料表適用職員

給料表	職員数等	職員数		平 年	均 齢	平 均 経験年数	
		うち男性（構成比）	うち女性（構成比）				
行政職	人	人	%	人	%	歳	年
	3,915	2,643	( 67.5)	1,272	( 32.5)	43.1	21.8
公安職	1,921	1,751	( 91.2)	170	( 8.8)	37.9	17.0
教育職(1)	2,337	1,328	( 56.8)	1,009	( 43.2)	45.8	23.1
教育職(2)	5,407	2,462	( 45.5)	2,945	( 54.5)	44.5	21.8
研究職	266	211	( 79.3)	55	( 20.7)	42.6	19.8
医療職(1)	16	8	( 50.0)	8	( 50.0)	52.3	26.2
医療職(2)	252	82	( 32.5)	170	( 67.5)	41.4	18.8
医療職(3)	117	6	( 5.1)	111	( 94.9)	44.6	22.3
海事職	27	26	( 96.3)	1	( 3.7)	45.4	25.4
全給料表	14,258	8,517	( 59.7)	5,741	( 40.3)	43.4	21.3

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項で規定する給料表適用職員

給料表	職員数等	職員数		平 年	均 齢	
		うち男性（構成比）	うち女性（構成比）			
特定任期付職員給料表	人	人	%	人	%	歳
	3	3	( 100.0)	0	( 0.0)	66.9

第2表 給料表別平均給与月額

年 月平均給与 給料表	令和3年4月1日現在									
	給料 月額	給料の 調整額	教職 調整額	扶養 手当	管理職 手当	地域 手当等	住居 手当	教員 特別 手当	その他	合計
行政職	336,420	161		9,109	7,744	709	4,895		4,910	363,948
公安職	324,938	51		12,022	2,255	467	3,690		8,027	351,450
教育職(1)	381,319	3,165	13,902	10,119	3,326		4,682	5,565	4,194	426,272
教育職(2)	361,345	1,172	12,151	7,314	6,116		4,008	5,656	4,005	401,767
研究職	350,927	469		10,259	9,191		6,465		5,434	382,745
医療職(1)	518,425	23,750		8,750	57,425	97,336	1,625		240,468	947,779
医療職(2)	330,788	16,425		7,381	3,451		4,588		6,191	368,824
医療職(3)	352,000	8,354		5,303	4,000		4,457		3,861	377,975
海事職	372,956			10,370			2,074			385,400
全給料表	352,257	1,409	6,887	8,948	5,624	367	4,373	3,057	5,148	388,070

(注) 1 地域手当等には、異動保障による地域手当を含む。

2 その他は、初任給調整手当、単身赴任手当、特勤手当等、へき地手当等及び寒冷地手当である。

令和2年4月1日現在

給料 月額	給料の 調整額	教職 調整額	扶養 手当	管理職 手当	地域 手当等	住居 手当	教員 特別 手当	その他	合計
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
338,797	164		9,649	7,726	682	4,792		5,009	366,819
325,480	49		11,889	2,244	552	3,700		7,858	351,772
382,363	3,078	13,975	10,400	3,268		4,720	5,588	4,220	427,612
365,523	1,192	12,317	7,616	6,124		3,809	5,751	4,047	406,379
347,448	403		10,810	9,092		5,818		5,851	379,422
527,593	22,886		8,571	60,907	99,193	2,000		240,501	961,651
329,859	16,551		7,615	3,578		5,158		5,802	368,563
354,737	9,161		5,037	3,817		4,317		3,895	380,964
371,543			10,107			179			381,829
354,759	1,408	7,006	9,246	5,602	357	4,268	3,117	5,134	390,897

第3表 給料表別・級別・学歴別給料月額等

級	学歴	行政職			公安職			教育職(1)			教育職(2)		
		職員数	年齢	給料月額	職員数	年齢	給料月額	職員数	年齢	給料月額	職員数	年齢	給料月額
		人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円
1	大学卒	359	25.4	205,426	68	24.0	227,941	36	37.4	288,114			
	短大卒	6	30.0	217,067				15	34.2	270,707			
	高校卒	278	24.5	188,649	203	22.7	212,147	8	35.2	274,175			
	中学卒	1	24.9	182,400									
	計	644	25.0	198,257	271	23.0	216,110	59	36.2	281,798			
2	大学卒	252	30.2	241,801	223	29.0	264,095	2,027	45.2	377,179	4,615	42.9	348,988
	短大卒	8	34.1	249,625				42	50.4	395,236	98	49.0	382,642
	高校卒	57	31.5	238,361	141	29.4	263,433	50	50.1	395,364			
	中学卒												
	計	317	30.5	241,380	364	29.2	263,839	2,119	45.4	377,966	4,713	43.0	349,688
特 2	大学卒										19	49.2	412,584
	短大卒												
	高校卒												
	中学卒												
	計										19	49.2	412,584
3	大学卒	373	36.3	295,089	228	35.7	307,825	105	53.2	455,210	355	52.8	433,861
	短大卒	3	38.1	293,800							1	50.3	434,300
	高校卒	176	38.6	307,938	183	34.6	297,881						
	中学卒												
	計	552	37.0	299,179	411	35.2	303,398	105	53.2	455,210	356	52.8	433,862
4	大学卒	461	44.1	365,791	279	42.7	365,820	54	57.6	477,933	318	56.9	449,615
	短大卒	5	47.9	369,620	2	58.9	403,000				1	58.9	443,100
	高校卒	488	48.6	381,142	201	47.3	378,282						
	中学卒												
	計	954	46.4	373,663	482	44.7	371,171	54	57.6	477,933	319	56.9	449,594
5	大学卒	589	51.5	397,244	155	47.9	410,002						
	短大卒	7	54.6	397,686									
	高校卒	334	55.4	399,464	118	50.9	415,864						
	中学卒												
	計	930	52.9	398,045	273	49.2	412,536						
6	大学卒	260	55.2	411,528	18	50.3	428,561						
	短大卒				1	57.8	432,900						
	高校卒	54	58.5	410,294	10	55.3	432,340						
	中学卒												
	計	314	55.8	411,316	29	52.3	430,014						
7	大学卒	119	56.1	438,325	33	54.2	444,233						
	短大卒												
	高校卒	7	57.9	434,943	37	55.0	443,884						
	中学卒												
	計	126	56.2	438,137	70	54.7	444,049						
8	大学卒	62	58.1	463,089	4	55.9	460,600						
	短大卒												
	高校卒				9	55.3	460,378						
	中学卒												
	計	62	58.1	463,089	13	55.5	460,446						
9	大学卒	16	56.4	501,081	3	57.1	481,000						
	短大卒												
	高校卒				5	56.4	479,240						
	中学卒												
	計	16	56.4	501,081	8	56.6	479,900						
合 計	大学卒	2,491	42.7	338,516	1,011	38.2	332,197	2,222	45.8	381,872	5,307	44.4	360,922
	短大卒	29	41.0	303,886	3	58.5	412,967	57	46.1	362,465	100	49.1	383,763
	高校卒	1,394	43.9	333,463	907	37.5	316,555	58	48.1	378,648			
	中学卒	1	24.9	182,400									
	計	3,915	43.1	336,420	1,921	37.9	324,938	2,337	45.8	381,319	5,407	44.5	361,345

研究職			医療職(1)			医療職(2)			医療職(3)			海事職						
職員数	年齢	給料月額	職員数	年齢	給料月額	職員数	年齢	給料月額	職員数	年齢	給料月額	職員数	年齢	給料月額				
人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円				
			1	30.8	348,900													
						2	24.8	202,850				1	35.8	258,800				
			1	30.8	348,900	2	24.8	202,850				1	35.8	258,800				
116	32.1	284,647	2	40.4	428,650	14	28.2	233,814	10	27.9	247,440							
						15	27.8	222,587	3	26.3	240,600	2	32.1	294,950				
												4	36.4	289,300				
116	32.1	284,647	2	40.4	428,650	29	28.0	228,007	13	27.5	245,862	6	34.9	291,183				
/			/			/			/			/						
103	48.2	391,470	5	48.8	515,260	27	32.5	268,033	12	32.9	283,692	1	43.2	382,500				
1	47.4	391,900				35	32.1	266,114	10	37.5	296,680	2	36.4	336,800				
4	54.4	397,900				1	32.3	257,800				4	44.1	377,375				
												1	49.2	363,200				
108	48.4	391,712	5	48.8	515,260	63	32.2	266,805	22	35.0	289,595	8	42.7	366,100				
38	56.6	427,687	8	60.0	564,038	21	41.0	328,800	7	38.2	329,600							
1	56.1	420,700				20	40.8	332,030	5	41.1	334,160	4	53.8	429,100				
1	59.5	423,700				1	41.7	335,500				7	52.1	422,700				
40	56.6	427,413	8	60.0	564,038	42	41.0	330,498	12	39.4	331,500	11	52.8	425,027				
2	59.0	463,000	/			47	47.8	387,643	19	47.5	382,689							
						48	50.7	390,158	42	52.1	394,205	1	59.2	459,800				
						3	48.0	385,933										
2	59.0	463,000							98	49.2	388,822	61	50.7	390,618	1	59.2	459,800	
/									11	55.1	410,155	7	57.7	422,671	/			
									1	59.9	408,700	2	58.5	426,150				
									6	56.3	437,683	9	57.9	423,444				
						6	56.3	437,683	/									
/																		
			259	42.3	349,493	16	52.3	518,425	126	42.2	339,461	55	40.9	334,831	1	43.2	382,500	
2	51.8	406,300				121	40.5	320,954	62	47.8	367,231	10	44.7	369,850				
5	55.4	403,060				5	43.6	350,220				15	45.8	375,040				
												1	49.2	363,200				
266	42.6	350,927	16	52.3	518,425	252	41.4	330,788	117	44.6	352,000	27	45.4	372,956				



第4表 民間給与と比較対象とした行政職給料表適用職員の平均給与月額

給与種目	令和3年	令和2年
	円	円
給料	340,792	341,754
扶養手当	9,390	9,828
管理職手当	7,991	7,782
地域手当等	731	696
住居手当	4,875	4,847
その他	5,022	5,097
合計 (平均給与月額)	368,801	370,004

- (注) 1 公民給与の比較は、公民とも個々人の主な給与決定要素（職種、役職段階、学歴、年齢）を同じくする者同士を比較しており、民間従業員に給与決定要素を同じくする者がいない職員の給与は比較対象から除外されるため、第2表における行政職の給与月額の合計とは一致しない。
- 2 給料には、給料の調整額を含む。
- 3 地域手当等には、異動保障による地域手当を含む。
- 4 その他は、初任給調整手当、単身赴任手当、特地勤務手当等、へき地手当等及び寒冷地手当である。

第5表 給料表別・級別・号給別職員数（その1）

給料表	号給	級																							
		1	5	9	13	17	21	25	29	33	37	41	45	49	53	57	61	65	69	73	77	81	85	89	
		4	8	12	16	20	24	28	32	36	40	44	48	52	56	60	64	68	72	76	80	84	88	92	
行政職	1			32	29	35	45	19	155	69	86	95	15	18	18	4	6	3	2	4	2	2			
	2				10	61	58	64	57	40	15	6	3	1	1			1							
	3				1	28	26	48	52	74	53	71	57	56	33	17	15	13	3	1	2			1	
	4								2	4	24	33	26	49	41	80	62	85	85	74	89	75	85	54	20
	5														5	8	16	30	68	76	84	70	89	75	94
	6												1		25	122	64	46	31	17	6	1	1		
	7	1	2							57	29	9	4		3	7	8	6							
	8					11	18	21	12																
	9		2	6	7		1																		
	計																								
公安職	1		24	27	30	29	26	37	58	7	9	3	2	2	4	2	4	2	2	1					
	2						2	39	52	47	21	34	24	30	30	22	20	14	9	8	5	6		1	
	3			5	2	3	14	7	18	13	21	23	31	30	29	18	23	39	23	31	16	17	16	10	
	4							1	10	8	10	15	20	23	27	32	31	29	19	22	16	15	9	7	
	5						1	1	4	6	6	5	7	12	9	15	23	21	11	17	16	21	25	14	
	6														1			3	3	2		2	11	3	1
	7														5	16	11	6	7	6	7	4	1	7	
	8													9		1	3								
	9								7			1													
	計																								
教育職(1)	1						1			2		1	1	2	3	3	4	8	1	2	2	8	5	5	
	2	12	18	17	27	35	33	44	31	28	37	36	44	40	28	35	42	33	38	41	57	58	57	49	
	3													3	7	17	20	22	19	9	8				
	4						2	8	25	11	8														
	計																								
教育職(2)	1																								
	2			1	116	150	144	132	154	130	145	118	111	78	93	90	95	75	86	76	62	57	53	82	
	特2																1	1	1	1	1	3	1	5	
	3																3	10	18	58	83	79	53	34	
	4					8	140	61	59	25	26														
	計																								

93 5	97 5	101 5	105 5	109 5	113 5	117 5	121 5	125 5	129 5	133 5	137 5	141 5	145 5	149 5	153 5	157 5	161 5	165 5	169	計	平均 給料 月額
96	100	104	108	112	116	120	124	128	132	136	140	144	148	152	156	160	164	168			
5																				644 <sup>人</sup>	198,257 <sup>円</sup>
																				317	241,380
					1															552	299,179
66																				954	373,663
315																				930	398,045
																				314	411,316
																				126	438,137
																				62	463,089
																				16	501,081
																				3,915	336,420
1									1											271	216,110
																				364	263,839
7	4	5	5	1																411	303,398
21	13	10	14	6	15	40	38	31												482	371,171
59																				273	412,536
3																				29	430,014
																				70	444,049
																				13	460,446
																				8	479,900
																				1,921	324,938
4	2	2	1	2																59	281,798
64	66	62	103	79	72	82	79	143	205	228	92	4								2,119	377,966
																				105	455,210
																				54	477,933
																				2,337	381,319
80	76	71	73	93	85	118	91	79	98	109	246	470	626	294	49	7				4,713	349,688
3	1			1																19	412,584
18																				356	433,862
																				319	449,594
																				5,407	361,345

給料表別・級別・号給別職員数（その2）

給料表	級	号給	1	5	9	13	17	21	25	29	33	37	41	45	49	53	57	61	65	69	73	77	81	85	89
		級	4	8	12	16	20	24	28	32	36	40	44	48	52	56	60	64	68	72	76	80	84	88	92
研究職	1																								
	2		3	7	7	7	3	7	5	13	2	8	9	5	4	5	4	7	7	5	2	1	2	3	
	3							2	5	1	1	3	5	4	9	7	3	7	3	1	8	9	11	29	
	4												9	19	5	4	1	1		1					
	5							2																	
	計																								
医療職(1)	1								1																
	2						1									1									
	3									1					1		1			1					1
	4											1	1	1	1				4						
	計																								
医療職(2)	1						1					1													
	2	1	1	1	1	3	8	5	4	4								1							
	3		2	2	9	8	6	3	6	11	4	5	1	3	1	1				1					
	4										1	3	5	7	3	7	8	6		2					
	5													1	3	10	16	12	12	10	4	3	27		
	6											1	1	5	5										
	7							2	3	1															
計																									
医療職(3)	1																								
	2					3	2	2	2		1			1	1								1		
	3					1	3	4	2		2	1	1	4	1	2	1								
	4								1				3	5	2	1									
	5										1	5	2	1	3	1	2	2	4	2	8	3	2	5	
	6												5	4											
計																									
海事職	1													1											
	2		1							1	1	1	1					1							
	3			1											1	1				3		1	1		
	4										1			3	2			2		2		1			
	5																			1					
	計																								

93 S 96	97 S 100	101 S 104	105 S 108	109 S 112	113 S 116	117 S 120	121 S 124	125 S 128	129 S 132	133 S 136	137 S 140	141 S 144	145 S 148	149 S 152	153 S 156	157 S 160	161 S 164	165 S 168	169	計	平均 給料 月額	
																					人	円
																					116	284,647
																					108	391,712
																					40	427,413
																					2	463,000
																					266	350,927
																					1	348,900
																					2	428,650
																					5	515,260
																					8	564,038
																					16	518,425
																					2	202,850
																					29	228,007
																					63	266,805
																					42	330,498
																					98	388,822
																					12	410,033
																					6	437,683
																					252	330,788
																					13	245,862
																					22	289,595
																					12	331,500
																					20	390,618
																					9	423,444
																					117	352,000
																					1	258,800
																					6	291,183
																					8	366,100
																					11	425,027
																					1	459,800
																					27	372,956

第6表 給料表別・級別・年齢別職員数（その1）

給料表 級	年齢		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
	行政職	1		14	23	32	28	102	92	83	79	87	25	15	11	13	6	4	4	6	1	6	3	3	2
2												51	58	62	55	30	15	14	6	3	4	3	3	4	2
3																27	43	43	54	64	58	73	56	41	25
4																							17	28	41
5																									
6																									
7																			2			1			
8																									
9																									1
計			14	23	32	28	102	92	83	79	87	76	73	73	68	63	62	63	66	68	69	79	79	75	69
公安職	1		23	28	29	28	56	57	13	9	6	1	1		3		2	5	2	3	1	2	1		
	2								36	51	48	38	30	32	28	29	11	20	12	3	6	6	4	3	1
	3							5	2	7	13	17	15	23	21	31	26	31	21	20	28	19	24	13	20
	4														5	10	12	13	16	22	31	30	10	32	16
	5																			3	5	6	9	4	7
	6																								
	7																								
	8																								
	9																								
	計		23	28	29	28	56	62	51	67	67	56	46	55	57	70	51	69	51	51	71	63	48	52	44
教育職(1)	1								1	1	1		1	3	1	3	3	4	4	4	4	5	4	8	3
	2					12	17	19	22	34	32	36	42	28	35	40	36	40	28	38	34	42	41	41	
	3																								
	4																								
	計					12	17	20	23	35	32	37	45	29	38	43	40	44	32	42	39	46	49	44	
教育職(2)	1																								
	2				1	115	137	146	121	153	122	120	139	87	100	109	97	102	67	83	78	50	73	78	
	特2																								
	3																								
	4																								
計				1	115	137	146	121	153	122	120	139	87	100	109	97	102	67	83	78	50	73	78		

41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60歲以上	計	平均年齡		
										1									4	644 <sup>人</sup>	25.0 <sup>歲</sup>		
2	2	1		2																	317	30.5	
19	20	7	7		4	5		2	1	2						1					552	37.0	
51	56	68	82	90	79	90	94	81	68	35	29	22	13	2	2	4	2				954	46.4	
			4	17	27	42	70	68	93	91	68	83	63	63	65	49	62	65			930	52.9	
				1			3	4	9	14	14	36	31	43	44	32	41	42			314	55.8	
											2	3	12	28	25	15	24	14			126	56.2	
													1	1	12	11	19	18			62	58.1	
	1									1							6	7			16	56.4	
72	79	76	93	110	110	137	167	155	171	144	113	144	120	137	148	112	154	146	4	3,915	43.1		
															1						271	23.0	
2	1	2	1																		364	29.2	
18	15	7	9	8	9	9															411	35.2	
21	25	16	19	10	16	14	9	12	6	8	12	14	13	17	11	17	22	23			482	44.7	
12	16	5	10	15	18	12	15	9	12	9	11	11	15	8	11	21	16	13			273	49.2	
			3	1	3		2	1	1	2	1	3	3		4	1	1	3			29	52.3	
					1	6	3	3	2	4	4	1	3	8	12	7	7	9			70	54.7	
											1	2	2	3	3		2				13	55.5	
													2	2		1	2	1			8	56.6	
53	57	30	42	34	47	41	29	25	21	23	29	31	38	38	42	47	50	49			1,921	37.9	
2	5	1		1																	59	36.2	
62	56	75	62	68	101	86	87	101	88	82	72	102	72	86	90	60	86	66			2,119	45.4	
					3	2	4	14	7	7	12	13	12	10	6	7	4	4			105	53.2	
											1	2	2	3	9	11	10	16			54	57.6	
64	61	76	62	69	104	88	91	115	95	89	85	117	86	99	105	78	100	86			2,337	45.8	
80	97	78	88	105	102	115	121	123	128	143	169	177	213	171	201	218	203	203			4,713	43.0	
	1	2	1	1	1	2		2	4	2			1		1	1					19	49.2	
				4	3	18	20	24	40	45	35	32	40	43	20	13	6	13			356	52.8	
										3	15	18	25	37	46	54	69	52			319	56.9	
80	98	80	89	110	106	135	141	149	172	193	219	228	278	251	268	286	278	268			5,407	44.5	

給料表別・級別・年齢別職員数（その2）

給料表	年 齢 級	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
		研究職	1																					
2						1	2	6	7	6	9	4	10	10	9	5	6	5	4	5	8	6	4	1
3																						2	4	3
4																								
5																								
計							1	2	6	7	6	9	4	10	10	9	5	6	5	4	5	8	8	8
医療職(1)	1													1										
	2																				1			
	3																						1	
	4																							
	計													1							1		1	
医療職(2)	1					1				1														
	2					1	1	1	4	8	4	1	3	2	2					1		1		
	3										7	5	9	5	2	13	4	5	3	4	3	1		
	4																	2	1	2	5	2	12	
	5																							
	6																							
	7																							
	計					2	1	1	4	9	11	6	12	7	4	13	4	5	5	6	5	7	2	12
医療職(3)	1																							
	2						2	3	1	3		1					2						1	
	3												2	4	2		2	1		4	2		2	1
	4																	1			1	3	2	3
	5																						1	3
	6																							
	計						2	3	1	3		1	2	4	2		4	2		4	3	3	6	7
海事職	1																		1					
	2							1							1		1	1						
	3											1												1
	4																							
	5																							
	計							1				1			1		1	1	1					1



41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60 歲 以上	計	平均年齡
																				人	歲
4	1	1	2																	116	32.1
3	6	5	7	4	5	8	8	7	12	7	11	3	6			2	1	4		108	48.4
												5	6	3	9	6	3	8		40	56.6
																	1	1		2	59.0
7	7	6	9	4	5	8	8	7	12	7	11	8	12	3	9	8	5	13		266	42.6
																				1	30.8
		1																		2	40.4
					1				1	1						1				5	48.8
									1				1				1		5	8	60.0
		1			1				2	1			1			1	1		5	16	52.3
																				2	24.8
																				29	28.0
1		1																		63	32.2
4	4	5	3	1	1															42	41.0
2	2	3	6	7	12	13	11	7	5	3	5	5	4	7	1	2	2	1		98	49.2
								1			2		1	3	2		2	1		12	55.5
												1	1	1	1		1	1		6	56.3
7	6	9	9	8	13	13	11	8	5	3	7	6	6	11	4	2	5	3		252	41.4
																				13	27.5
1	1																			22	35.0
1		1																		12	39.4
3	2	1	2		4	1	2	5	2	5	5	5	6	4	3	5	2			61	50.7
																2	4		3	9	57.9
5	3	2	2		4	1	2	5	2	5	5	5	6	4	5	9	2	3		117	44.6
																				1	35.8
1				1																6	34.9
	2	1	1					1		1										8	42.7
					1		1	2			1		2	3		1				11	52.8
																		1		1	59.2
1	2	1	1	1	1		1	3		1	1		2	3		1		1		27	45.4

第7表 扶養手当支給状況

区 分	合 計	行 政 職	公 安 職	教 育 職 (1)	教 育 職 (2)	そ の 他	
受 給 者	6,230 <sup>人</sup> ( 43.7)	1,766 ( 45.1)	1,134 ( 59.0)	1,100 ( 47.1)	1,960 ( 36.2)	270 ( 39.8)	
受給者1人当たり 平均手当額	20,478 <sup>円</sup>	20,193	20,365	21,499	20,176	20,850	
扶 養 親 族 数	配 偶 者	2,302 <sup>人</sup>	671	732	335	478	86
	子	9,193 <sup>人</sup>	2,503	1,654	1,738	2,872	426
	父 母 等	670 <sup>人</sup>	236	37	131	239	27
	扶 養 親 族 合 計	12,165 <sup>人</sup>	3,410	2,423	2,204	3,589	539
	うち特定期間 にある子	3,281 <sup>人</sup>	959	314	648	1,233	127
非 受 給 者	8,028 <sup>人</sup> ( 56.3)	2,149 ( 54.9)	787 ( 41.0)	1,237 ( 52.9)	3,447 ( 63.8)	408 ( 60.2)	
合 計	14,258 <sup>人</sup> ( 100.0)	3,915 ( 100.0)	1,921 ( 100.0)	2,337 ( 100.0)	5,407 ( 100.0)	678 ( 100.0)	
1人当たり平均手当額	8,948 <sup>円</sup>	9,109	12,022	10,119	7,314	8,303	

(注) 1 ( )内は、全職員を100としたときの割合(%)である。

2 「特定期間にある子」とは、扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子である。

第8表 扶養親族別職員数

区 分	合 計	行 政 職	公 安 職	教育職(1)	教育職(2)	そ の 他
扶 養 手 当 受 給 者	6,230 <sup>人</sup>	1,766	1,134	1,100	1,960	270
う ち 扶 養 親 族 で あ る 配 偶 者 を 有 す る 者	2,302 <sup>人</sup>	671	732	335	478	86
う ち 扶 養 親 族 で あ る 子 子 を 有 す る 者	5,243 <sup>人</sup>	1,456	914	969	1,668	236
う ち 配 偶 者 ・ 子 以 外 の 扶 養 親 族 を 有 す る 者	528 <sup>人</sup>	182	30	101	192	23

第9表 通勤手当支給状況

区 分		合 計	行 政 職	公 安 職	教 育 職 (1)	教 育 職 (2)	そ の 他	
受 給 者	交通機関利用者	バ ス	42 [ 0.3 ]	34 [ 1.0 ]	1 [ 0.1 ]	5 [ 0.2 ]	2 [ 0.0 ]	[ - ]
		鉄 道	48 [ 0.4 ]	24 [ 0.7 ]	2 [ 0.1 ]	8 [ 0.4 ]	3 [ 0.1 ]	11 [ 1.8 ]
		小 計	90 [ 0.7 ]	58 [ 1.7 ]	3 [ 0.2 ]	13 [ 0.6 ]	5 [ 0.1 ]	11 [ 1.8 ]
	交通用具使用者	自 動 車	12,140 [ 98.7 ]	3,234 [ 97.1 ]	1,316 [ 99.6 ]	2,068 [ 98.6 ]	4,919 [ 99.8 ]	603 [ 96.2 ]
		自 転 車	32 [ 0.3 ]	16 [ 0.5 ]	1 [ 0.1 ]	6 [ 0.3 ]	5 [ 0.1 ]	4 [ 0.6 ]
		自動二輪	6 [ 0.0 ]	[ - ]	1 [ 0.1 ]	4 [ 0.2 ]	1 [ 0.0 ]	[ - ]
		小 計	12,178 [ 99.0 ]	3,250 [ 97.6 ]	1,318 [ 99.8 ]	2,078 [ 99.1 ]	4,925 [ 99.9 ]	607 [ 96.8 ]
	併 用 者	39 [ 0.3 ]	23 [ 0.7 ]	[ - ]	6 [ 0.3 ]	1 [ 0.0 ]	9 [ 1.4 ]	
	計	12,307 [ 100.0 ] ( 86.3 )	3,331 [ 100.0 ] ( 85.1 )	1,321 [ 100.0 ] ( 68.8 )	2,097 [ 100.0 ] ( 89.7 )	4,931 [ 100.0 ] ( 91.2 )	627 [ 100.0 ] ( 92.5 )	
	受給者1人 当たり平均 手 当 額	8,848	10,042	7,131	9,894	7,655	12,011	
非 受 給 者	1,951 ( 13.7 )	584 ( 14.9 )	600 ( 31.2 )	240 ( 10.3 )	476 ( 8.8 )	51 ( 7.5 )		
合 計	14,258 ( 100.0 )	3,915 ( 100.0 )	1,921 ( 100.0 )	2,337 ( 100.0 )	5,407 ( 100.0 )	678 ( 100.0 )		
1 人 当 た り 平 均 手 当 額	7,638	8,544	4,903	8,878	6,982	11,108		

(注) ( ) 内は、全職員を100としたときの割合 (%)、[ ] 内は、受給者を100としたときの割合 (%) である。

第10表 通勤方法別・距離別職員数

区 分		合 計	通勤距離 (k m)							
			6 未満	6 以上 10未満	10以上 20未満	20以上 30未満	30以上 40未満	40以上 50未満	50以上 60未満	60以上
交利 通 機 関 者	バ ス	42 <sup>人</sup>	31	4	1				1	5
	鉄 道	48 <sup>人</sup>	5	7	12	7	5	6		6
	計	90 <sup>人</sup>	36	11	13	7	5	6	1	11
交使 通 用 具 者	自 動 車	12,140 <sup>人</sup>	4,181	2,394	3,451	1,226	407	307	105	69
	自 転 車	32 <sup>人</sup>	31	1						
	自動二輪	6 <sup>人</sup>	3	1	2					
	計	12,178 <sup>人</sup>	4,215	2,396	3,453	1,226	407	307	105	69
併 用 者		39 <sup>人</sup>				2	1	6	5	25
合 計		12,307 <sup>人</sup>	4,251	2,407	3,466	1,235	413	319	111	105

第11表 住居手当支給状況

区 分	合 計	行 政 職	公 安 職	教 育 職 (1)	教 育 職 (2)	そ の 他
受 給 者	2,476 <sup>人</sup> ( 17.4 )	765 ( 19.5 )	282 ( 14.7 )	429 ( 18.4 )	859 ( 15.9 )	141 ( 20.8 )
受給者1人当たり 平均手当額	25,181 <sup>円</sup>	25,053	25,135	25,507	25,232	24,677
非 受 給 者	11,782 <sup>人</sup> ( 82.6 )	3,150 ( 80.5 )	1,639 ( 85.3 )	1,908 ( 81.6 )	4,548 ( 84.1 )	537 ( 79.2 )
自 宅	9,717 <sup>人</sup> ( 68.1 )	2,590 ( 66.2 )	723 ( 37.6 )	1,680 ( 71.9 )	4,295 ( 79.4 )	429 ( 63.3 )
借 家 ・ 借 間	630 <sup>人</sup> ( 4.4 )	192 ( 4.9 )	36 ( 1.9 )	112 ( 4.8 )	246 ( 4.6 )	44 ( 6.5 )
公 舎 等	1,435 <sup>人</sup> ( 10.1 )	368 ( 9.4 )	880 ( 45.8 )	116 ( 4.9 )	7 ( 0.1 )	64 ( 9.4 )
合 計	14,258 <sup>人</sup> ( 100.0 )	3,915 ( 100.0 )	1,921 ( 100.0 )	2,337 ( 100.0 )	5,407 ( 100.0 )	678 ( 100.0 )
1 人 当 たり 平 均 手 当 額	4,373 <sup>円</sup>	4,895	3,690	4,682	4,008	5,132

(注) 1 ( ) 内は、全職員を100としたときの割合 (%) である。

2 公舎等には、駐在所、警察学校の寮等に居住する者を含む。

3 受給者には、配偶者の居住する借家・借間に対する手当のみを受給する者を含む。

《参考》単身赴任している職員の配偶者が居住する借家・借間に係る住居手当の支給状況

配偶者の居住する借家・借間	受 給 者	手当受給者1人当たり平均手当額
	18 <sup>人</sup>	13,511 <sup>円</sup>

第12表 単身赴任手当支給状況

区 分	合 計	行 政 職	公 安 職	教 育 職 (1)	教 育 職 (2)	そ の 他
受 給 者	324 <sup>人</sup> ( 2.3 )	68 ( 1.7 )	203 ( 10.6 )	21 ( 0.9 )	20 ( 0.4 )	12 ( 1.8 )
受給者1人当たり 平均手当額	33,778 <sup>円</sup>	36,941	32,365	35,714	34,000	36,000
非 受 給 者	13,934 <sup>人</sup> ( 97.7 )	3,847 ( 98.3 )	1,718 ( 89.4 )	2,316 ( 99.1 )	5,387 ( 99.6 )	666 ( 98.2 )
合 計	14,258 <sup>人</sup> ( 100.0 )	3,915 ( 100.0 )	1,921 ( 100.0 )	2,337 ( 100.0 )	5,407 ( 100.0 )	678 ( 100.0 )
1 人 当 たり 平 均 手 当 額	768 <sup>円</sup>	642	3,420	321	126	637

(注) ( ) 内は、全職員を100としたときの割合 (%) である。

第13表 再任用職員の適用給料表別・級別人員

1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
		行政職	124		1		110	10	3		
公安職	68				23	44		1			
教育職(1)	186	8	178								
教育職(2)	179		179								
研究職	7		5		2						
医療職(1)											
医療職(2)	11				10		1				
医療職(3)											
海事職	1				1						
給料表計	576										

2 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
		行政職	20				19		1		
公安職											
教育職(1)	33		33								
教育職(2)	121		121								
研究職	1		1								
医療職(1)											
医療職(2)											
医療職(3)											
海事職											
給料表計	175										

## 2 公務員給与比較資料

第14表 東北各県職員の級別給料月額等（行政職）

項目	級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
山形	構成比	16.4%	8.1	14.1	24.4	23.8	8.0	3.2	1.6	0.4		100.0
	経験年数	4.2年	8.5	15.5	25.8	31.6	33.6	33.6	35.3	33.5		21.8
	年齢	25.0歳	30.5	37.0	46.4	52.9	55.8	56.2	58.1	56.4		43.1
	給料月額	198,257円	241,380	299,179	373,663	398,045	411,316	438,137	463,089	501,081		336,420
青森	構成比	17.3%	16.2	16.0	24.9	13.3	7.3	3.4	1.1	0.5	0.0	100.0
	経験年数	3.5年	9.4	18.4	26.1	31.2	33.3	33.6	36.0	35.0	-	19.9
	年齢	24.3歳	31.1	40.1	47.5	52.2	54.6	55.6	58.0	57.5	-	41.2
	給料月額	190,018円	233,146	301,787	367,639	389,153	402,840	426,893	450,528	490,859	-	313,471
岩手	構成比	20.7%	13.6	10.7	22.6	19.7	5.4	5.1	1.7	0.5	0.0	100.0
	経験年数	3.0年	9.6	18.6	25.4	30.5	33.0	34.2	34.2	34.5	36.0	19.9
	年齢	23.7歳	31.2	39.3	45.9	51.4	54.2	55.8	56.4	56.8	59.0	40.9
	給料月額	190,414円	240,768	306,530	367,523	392,711	405,345	431,786	460,952	502,764	526,400	319,731
宮城	構成比	14.9%	15.8	13.0	23.4	20.8	6.5	3.6	1.5	0.5	0.0	100.0
	経験年数	3.4年	8.6	15.2	25.0	31.4	33.8	33.9	35.7	35.5	36.2	20.3
	年齢	23.3歳	30.2	36.6	45.5	51.9	54.3	55.2	57.1	57.6	59.0	41.1
	給料月額	189,232円	235,689	290,796	367,443	392,914	406,483	433,332	464,018	504,769	544,900	322,594
秋田	構成比	14.1%	12.3	12.6	20.5	30.0	7.2	1.3	1.4	0.6		100.0
	経験年数	3.1年	8.2	15.7	24.9	30.2	34.8	34.0	35.1	32.7		21.2
	年齢	24.0歳	30.1	37.8	45.2	51.2	56.4	56.5	58.0	56.6		42.4
	給料月額	184,951円	234,167	294,219	367,614	392,333	404,420	430,830	454,916	496,288		329,006
福島	構成比	12.2%	13.3	16.0	30.9	12.2	11.7	2.4	0.8	0.5	0.0	100.0
	経験年数	2.7年	6.9	13.0	26.3	30.3	31.2	33.1	32.5	33.3	36.0	20.0
	年齢	24.0歳	29.2	35.8	47.6	52.1	53.7	55.7	55.5	56.2	58.3	42.0
	給料月額	195,402円	232,031	281,002	373,500	397,729	415,286	442,291	469,629	507,829	535,000	329,174



### 3 民間給与関係資料

#### 令和3年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的

この調査は、本県職員の給与を検討するため、令和3年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

人事院及び各都道府県等人事委員会

(3) 調査の範囲

① 調査対象事業所（母集団事業所） 全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 527事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

② 調査対象職種 54職種（行政職相当職種22職種、その他の職種32職種）

(4) 調査対象の抽出

① 標本事業所の抽出 (3)の①に記載した事業所を、組織、規模、産業により9層に層化し、これらの層から145事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

今回の報告の基礎となった調査における調査完了事業所数は、131（調査不能14）である。

② 従業員の抽出 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集計

① 調査実人員は、行政職相当職種が4,248人（初任給関係 193人、初任給関係以外 4,055人）であり、その他の職種が112人（全て初任給関係以外）である。

なお、初任給関係以外の調査職種該当者の推定数は17,108人であり、このうち、行政職相当職種は16,812人である。

② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第15表 産業別・企業規模別調査対象事業所数

産 業	企業規模		500 人 以 上	100 人 以 上 500 人 未 満	50 人 以 上 100 人 未 満			
	規 模	計	事業所	事業所	事業所			
農業， 林業， 漁業	1	( 1 )	0	( 0 )	0	( 0 )	1	( 1 )
鉱業， 採石業， 砂利採取業， 建設業	50	( 14 )	4	( 1 )	23	( 6 )	23	( 7 )
製造業	278	( 86 )	42	( 18 )	166	( 50 )	70	( 18 )
電気・ガス・熱供給・ 水道業， 情報通信業， 運輸業， 郵便業	52	( 18 )	25	( 8 )	18	( 5 )	9	( 5 )
卸売業， 小売業	8	( 3 )	3	( 0 )	3	( 1 )	2	( 2 )
金融業， 保険業， 不動産業， 物品賃貸業	10	( 1 )	9	( 1 )	1	( 0 )	0	( 0 )
教育， 学習支援業， 医療， 福祉， サービス業	128	( 22 )	34	( 7 )	64	( 11 )	30	( 4 )
合 計	527	( 145 )	117	( 35 )	275	( 73 )	135	( 37 )

(注) 1 ( ) 内は、抽出した標本事業所数である。

2 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」、  
「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サー  
ビス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第16表 民間における初任給の状況

職 種	学 歴	山 形 県				全 国			
		規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
新 卒 事 務 員	大 学 卒	200,128	205,539	199,110	190,100	205,990	208,733	204,636	198,083
	短 大 卒	177,520	179,639	173,366	175,000	181,022	182,861	181,044	173,493
	高 校 卒	161,202	171,726	160,175	155,350	166,591	168,823	165,520	163,125
新 卒 技 術 者	大 学 卒	206,037	216,881	201,335	204,500	209,147	213,333	206,920	204,504
	短 大 卒	180,946	187,302	180,086	175,000	189,535	190,700	189,852	183,836
	高 校 卒	164,918	166,137	162,196	165,333	170,502	171,112	170,268	169,489
新 卒 事 務 員 ・ 新 卒 技 術 者 計	大 学 卒	204,353	213,836	200,696	199,700	207,215	210,343	205,554	201,217
	短 大 卒	179,932	182,521	179,324	175,000	185,914	187,570	185,825	179,825
	高 校 卒	163,838	166,571	161,156	161,340	168,943	170,193	168,337	167,195

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

第17表 企業規模別・職種別・学歴別給与額等

その1 公民給与比較の対象職種

1 規模計

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	
			きま って 支 給 す る 給 与  (A)	う ち 時 間 外 手 当  (B)	(A) - (B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	6	57.2	799,048	83	798,965	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	*	*	*	*	*	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	5	58.3	728,133	100	728,033	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	工 場 長	9	53.6	599,603	0	599,603	
	大 学 卒	*	*	*	*	*	
	短 大 卒	2	56.5	565,945	0	565,945	
	高 校 卒	6	51.8	569,626	0	569,626	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 部 長	71	53.3	557,802	1,013	556,789	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認めら れる部の長及び部長級専門職(取締役兼 任者を除く。)	
大 学 卒	43	53.0	597,121	1,482	595,639		
短 大 卒	3	49.2	459,582	2,076	457,506		
高 校 卒	25	54.3	501,961	79	501,882	同 上	
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 部 長	71	53.3	606,595	6,703	599,892		
大 学 卒	33	53.2	671,730	9	671,721		
短 大 卒	5	52.1	567,487	60,373	507,114		
高 校 卒	33	53.5	547,386	5,265	542,121		
中 学 卒	-	-	-	-	-		

(注) 「\*」は、調査実人員が1人の場合である(以下、本表において同じ。)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	
			きま っ て 支 給 する 給 与		(A) - (B)		
			(A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)			
人	歳	円	円	円			
事 務	事 務 部 次 長	39	51.1	555,825	2,933	552,892	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長-課長間）
	大 学 卒	27	50.4	599,072	3,475	595,597	
	短 大 卒	4	51.3	483,315	1,912	481,403	
	高 校 卒	8	53.4	446,121	1,613	444,508	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 部 次 長	27	50.7	463,255	3,570	459,685	同 上
	大 学 卒	16	51.8	474,979	103	474,876	
	短 大 卒	7	49.4	427,000	6,611	420,389	
	高 校 卒	4	48.8	479,807	12,116	467,691	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職 種	事 務 課 長	156	49.7	495,193	11,839	483,354	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	73	48.7	514,001	14,800	499,201	
	短 大 卒	17	48.2	406,577	9,654	396,923	
	高 校 卒	66	51.2	497,215	9,125	488,090	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
種	技 術 課 長	181	49.0	521,245	12,582	508,663	同 上
	大 学 卒	80	47.7	538,095	10,796	527,299	
	短 大 卒	16	49.7	493,663	24,533	469,130	
	高 校 卒	84	50.4	509,926	11,697	498,229	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	

(注) 「中間職（部長-課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう（以下、本表において同じ。）。

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
							円
事 務	事務課長代理	39	53.1	516,582	11,641	504,941	{ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長-係長間）
	大学卒	12	51.7	511,089	9,981	501,108	
	短大卒	4	51.5	479,113	2,654	476,459	
	高校卒	23	54.1	525,964	14,070	511,894	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技 術	技術課長代理	62	47.8	450,488	44,151	406,337	同 上
	大学卒	27	45.8	428,693	40,100	388,593	
	短大卒	7	50.2	426,667	43,861	382,806	
	高校卒	28	49.1	477,460	48,130	429,330	
	中学卒	-	-	-	-	-	
関 係	事務係長	343	46.3	374,530	44,827	329,703	係の長及び係長級専門職
	大学卒	106	44.8	395,360	50,247	345,113	
	短大卒	52	44.3	338,167	34,630	303,537	
	高校卒	184	47.6	373,103	44,831	328,272	
	中学卒	*	*	*	*	*	
職 種	技術係長	397	47.0	439,917	63,025	376,892	同 上
	大学卒	127	44.5	432,247	56,389	375,858	
	短大卒	58	46.2	447,461	73,908	373,553	
	高校卒	209	48.8	443,324	64,289	379,035	
	中学卒	3	46.2	381,425	45,435	335,990	

(注) 「中間職（課長-係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう（以下、本表において同じ。）。

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
事 務 主 任	217	43.4	391,407	37,376	354,031	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長-係員間）
	108	40.8	445,287	50,887	394,400	
	29	45.0	332,049	24,961	307,088	
高 校 卒	80	46.4	340,187	23,636	316,551	同 上
	-	-	-	-	-	
	235	43.9	395,805	67,500	328,305	
大 学 卒	83	39.6	414,559	85,850	328,709	同 上
	20	39.5	355,253	70,974	284,279	
	130	47.1	389,544	56,289	333,255	
高 校 卒	2	64.0	430,000	0	430,000	同 上
	1,020	39.5	271,422	24,494	246,928	
	346	35.2	281,186	28,541	252,645	
短 大 卒	143	40.7	259,125	18,850	240,275	同 上
	526	42.0	268,707	23,435	245,272	
	5	45.1	232,971	17,305	215,666	
高 校 卒	1,182	38.8	322,072	43,003	279,069	同 上
	331	35.4	330,548	42,886	287,662	
	143	36.1	306,866	41,584	265,282	
短 大 卒	706	40.9	321,154	43,453	277,701	同 上
	2	52.5	330,527	5,028	325,499	
	2	52.5	330,527	5,028	325,499	

(注) 「中間職（係長-係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう（以下、本表において同じ。）。

2 規模500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A) - (B)		
							円
事 務	支 店 長	6	57.2	799,048	83	798,965	{ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	*	*	*	*	*	
・	短 大 卒	-	-	-	-	-	{ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	高 校 卒	5	58.3	728,133	100	728,033	
技 術	中 学 卒	-	-	-	-	-	{ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認めら れる部の長及び部長級専門職(取締役兼 任者を除く。)
	工 場 長	4	57.0	698,523	0	698,523	
関 係	大 学 卒	*	*	*	*	*	{ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認めら れる部の長及び部長級専門職(取締役兼 任者を除く。)
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
職 種	高 校 卒	2	57.0	665,485	0	665,485	{ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認めら れる部の長及び部長級専門職(取締役兼 任者を除く。)
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
種	事 務 部 長	23	50.7	643,393	1,010	642,383	{ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認めら れる部の長及び部長級専門職(取締役兼 任者を除く。)
	大 学 卒	21	50.5	644,060	1,012	643,048	
職 種	短 大 卒	-	-	-	-	-	{ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認めら れる部の長及び部長級専門職(取締役兼 任者を除く。)
	高 校 卒	2	53.5	636,390	990	635,400	
職 種	中 学 卒	-	-	-	-	-	{ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認めら れる部の長及び部長級専門職(取締役兼 任者を除く。)
	技 術 部 長	27	53.5	693,239	2,736	690,503	
種	大 学 卒	17	53.4	669,722	17	669,705	{ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認めら れる部の長及び部長級専門職(取締役兼 任者を除く。)
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
種	高 校 卒	10	53.6	733,219	7,359	725,860	{ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認めら れる部の長及び部長級専門職(取締役兼 任者を除く。)
	中 学 卒	-	-	-	-	-	



職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	
			きま って 支 給 す る 給 与	う ち 時 間 外 手 当	(A) - (B)		
							(A)
	人	歳	円	円	円		
事 務	事務部次長	18	50.1	668,741	5,176	663,565	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長-課長間）
	大学卒	18	50.1	668,741	5,176	663,565	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技 術	技術部次長	6	53.2	532,679	275	532,404	同 上
	大学卒	6	53.2	532,679	275	532,404	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	-	-	-	-	-	
関 係	事務課長	85	50.1	545,067	14,837	530,230	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大学卒	39	48.6	569,762	18,136	551,626	
	短大卒	7	46.2	413,974	116	413,858	
	高校卒	39	52.2	543,900	14,180	529,720	
	中学卒	-	-	-	-	-	
職 種	技術課長	90	49.1	591,942	14,641	577,301	同 上
	大学卒	44	47.6	610,290	8,791	601,499	
	短大卒	6	50.3	543,495	44,178	499,317	
	高校卒	39	50.9	579,376	16,082	563,294	
	中学卒	*	*	*	*	*	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考		
			きまって支給 する 給 与		(A) - (B)			
			(A)	うち 時間外手当 (B)				
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	29	53.8	556,310	11,404	544,906	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長-係長間）	
	大学卒	6	52.8	603,092	19,962	583,130		
	短大卒	3	51.8	555,839	50	555,789		
	高校卒	20	54.4	542,347	10,540	531,807		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	20	50.4	506,671	21,473	485,198		同上
	大学卒	10	49.1	489,112	12,430	476,682		
	短大卒	2	56.0	488,628	0	488,628		
	高校卒	8	50.5	533,130	38,145	494,985		
	中学卒	-	-	-	-	-		
事 務 関 係 職 種	事務係長	131	46.2	425,753	53,734	372,019	係の長及び係長級専門職          同上	
	大学卒	33	44.9	436,254	59,650	376,604		
	短大卒	25	43.5	358,792	36,838	321,954		
	高校卒	73	47.8	443,937	56,845	387,092		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術係長	185	49.2	523,979	99,169	424,810		
	大学卒	56	44.1	495,958	94,771	401,187		
	短大卒	31	49.0	535,111	110,560	424,551		
	高校卒	98	52.2	536,470	98,079	438,391		
	中学卒	-	-	-	-	-		

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考		
			きまって支給 する 給 与		(A) - (B)			
			(A)	うち 時間外手当 (B)				
人	歳	円	円	円				
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務主任	120	42.5	433,293	49,547	383,746	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長-係員間）	
	大学卒	73	39.3	476,371	67,094	409,277		
	短大卒	11	43.9	345,539	24,352	321,187		
	高校卒	36	48.4	372,755	21,662	351,093		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術主任	104	46.5	430,982	66,872	364,110		同 上
	大学卒	35	40.6	389,565	63,515	326,050		
	短大卒	2	36.5	343,988	9,653	334,335		
	高校卒	67	49.8	455,215	70,334	384,881		
	中学卒	-	-	-	-	-		
事 務 関 係 職 種	事務係員	384	41.3	299,877	26,410	273,467		
	大学卒	151	35.0	291,453	32,604	258,849		
	短大卒	46	42.3	299,970	24,526	275,444		
	高校卒	186	46.2	306,816	21,918	284,898		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術係員	631	40.8	355,556	51,643	303,913		
	大学卒	176	36.3	360,393	54,746	305,647		
	短大卒	55	39.5	344,958	47,124	297,834		
	高校卒	399	42.9	354,953	51,007	303,946		
	中学卒	*	*	*	*	*		

3 規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与	うち 時間外手当	(A) - (B)	
支 店 長	-	-	-	-	-	{ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	-	-	-	-	-	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	-	-	-	-	-	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
工 場 長	4	53.3	536,634	0	536,634	{ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	-	-	-	-	-	
技 短 大 卒	*	*	*	*	*	
高 校 卒	3	51.8	543,661	0	543,661	
術 中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 部 長	45	54.7	523,491	1,083	522,408	{ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認めら れる部の長及び部長級専門職(取締役兼 任者を除く。)
大 学 卒	21	55.5	556,806	2,024	554,782	
短 大 卒	3	49.2	459,582	2,076	457,506	
係 高 校 卒	21	54.7	499,305	0	499,305	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
職 技 術 部 長	35	53.0	570,037	57	569,980	同 上
大 学 卒	15	52.8	687,422	0	687,422	
種 短 大 卒	3	54.2	550,195	245	549,950	
高 校 卒	17	53.0	469,964	73	469,891	
中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	
			きま って 支 給 す る 給 与  (A)	う ち 時 間 外 手 当  (B)	(A) - (B)		
							円
事 務	事務部次長	20	51.7	456,564	1,060	455,504	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長-課長間）
	大学卒	8	50.1	453,632	82	453,550	
	短大卒	4	51.3	483,315	1,912	481,403	
	高校卒	8	53.4	446,121	1,613	444,508	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技 術	技術部次長	18	50.8	452,548	3,180	449,368	同 上
	大学卒	10	51.0	440,359	0	440,359	
	短大卒	4	52.3	455,764	2,194	453,570	
	高校卒	4	48.8	479,807	12,116	467,691	
	中学卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事務課長	55	48.5	431,703	8,454	423,249	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大学卒	31	48.4	459,649	11,832	447,817	
	短大卒	6	50.0	429,088	16,363	412,725	
	高校卒	18	48.2	384,446	0	384,446	
	中学卒	-	-	-	-	-	
種	技術課長	85	48.9	446,356	11,290	435,066	同 上
	大学卒	34	47.8	456,138	14,026	442,112	
	短大卒	9	49.3	437,249	14,163	423,086	
	高校卒	42	49.8	440,388	8,460	431,928	
	中学卒	-	-	-	-	-	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する 給 与	うち 時間外手当	(A) - (B)		
							(A)
	人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	10	51.1	401,370	12,329	389,041	{ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長-係長間）  同 上  係の長及び係長級専門職  同 上
	大学卒	6	50.5	419,087	0	419,087	
	短大卒	*	*	*	*	*	
	高校卒	3	52.5	416,748	37,608	379,140	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	37	46.3	391,180	45,115	346,065	
	大学卒	17	43.9	393,153	56,377	336,776	
	短大卒	5	47.9	401,883	61,405	340,478	
	高校卒	15	48.6	385,375	26,922	358,453	
	中学卒	-	-	-	-	-	
事務係長	175	46.0	336,229	41,776	294,453		
大学卒	57	44.4	357,054	47,360	309,694		
短大卒	22	44.5	321,597	33,441	288,156		
高校卒	95	47.2	327,295	40,796	286,499		
中学卒	*	*	*	*	*		
技術係長	200	45.2	367,864	30,935	336,929		
大学卒	71	44.9	381,996	26,116	355,880		
短大卒	25	43.7	346,505	29,634	316,871		
高校卒	102	46.0	364,110	33,878	330,232		
中学卒	2	37.0	324,638	68,153	256,485		

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する 給 与		(A) - (B)		
			(A)	うち 時間外手当 (B)			
人	歳	円	円	円			
事 務	事 務 主 任	60	44.6	312,916	29,414	283,502	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長-係員間）
	大 学 卒	16	44.3	351,324	25,034	326,290	
	短 大 卒	13	43.7	303,042	26,203	276,839	
	高 校 卒	31	45.0	297,232	33,021	264,211	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 主 任	119	41.3	367,075	73,005	294,070	同 上
	大 学 卒	47	38.7	432,843	104,308	328,535	
	短 大 卒	17	39.3	358,608	78,495	280,113	
	高 校 卒	55	44.1	313,490	44,559	268,931	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係	事 務 係 員	482	38.5	259,183	25,362	233,821	
	大 学 卒	155	35.6	277,095	27,197	249,898	
	短 大 卒	74	39.1	245,600	18,138	227,462	
	高 校 卒	249	40.0	252,668	26,480	226,188	
	中 学 卒	4	47.0	221,973	18,292	203,681	
職 種	技 術 係 員	464	36.8	278,885	29,562	249,323	
	大 学 卒	139	34.5	300,942	29,553	271,389	
	短 大 卒	77	34.4	284,447	38,458	245,989	
	高 校 卒	247	38.9	264,519	26,904	237,615	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	

4 規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 3 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
			き ま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	-	-	-	-	-	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
中 学 卒	-	-	-	-	-	
工 場 長	*	*	*	*	*	
大 学 卒	-	-	-	-	-	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	*	*	*	*	*	
中 学 卒	-	-	-	-	-	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
事 務 部 長	3	52.2	416,277	0	416,277	
大 学 卒	*	*	*	*	*	
短 大 卒	-	-	-	-	-	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
高 校 卒	2	51.5	395,415	0	395,415	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術 部 長	9	53.6	488,836	44,449	444,387	同 上
大 学 卒	*	*	*	*	*	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
短 大 卒	2	49.0	593,425	150,566	442,859	
高 校 卒	6	54.8	457,028	16,485	440,543	
中 学 卒	-	-	-	-	-	



職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	
			きま って 支 給 す る 給 与	う ち 時 間 外 手 当	(A) - (B)		
							(A)
事 務	事務部次長	*	*	*	*	*	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長-課長間）
	大学卒	*	*	*	*	*	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技 術	技術部次長	3	45.5	388,649	12,500	376,149	同 上
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	3	45.5	388,649	12,500	376,149	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	-	-	-	-	-	
関 係	事務課長	16	52.2	448,485	7,544	440,941	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大学卒	3	54.5	350,751	2,103	348,648	
	短大卒	4	49.0	359,866	16,282	343,584	
	高校卒	9	52.8	520,449	5,474	514,975	
	中学卒	-	-	-	-	-	
職 種	技術課長	6	49.3	521,724	0	521,724	同 上
	大学卒	2	46.0	343,065	0	343,065	
	短大卒	*	*	*	*	*	
	高校卒	3	51.5	580,605	0	580,605	
	中学卒	-	-	-	-	-	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	
			きま って 支 給 す る 給 与  (A)	う ち 時 間 外 手 当  (B)	(A) - (B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	-	-	-	-	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長-係長間）	
	大学卒	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-		
	中学卒	-	-	-	-		
	技術課長代理	5	48.7	664,646	127,730	536,916	同 上
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	5	48.7	664,646	127,730	536,916	
	中学卒	-	-	-	-	-	
事務係長	37	47.6	374,325	27,726	346,599	係の長及び係長級専門職	
大学卒	16	45.8	447,480	41,135	406,345		
短大卒	5	47.3	307,950	28,827	279,123		
高校卒	16	49.6	321,912	13,973	307,939		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術係長	12	44.5	344,845	40,632	304,213	同 上	
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	2	34.5	350,849	59,224	291,625		
高校卒	9	44.5	326,827	41,016	285,811		
中学卒	*	*	*	*	*		

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する 給 与	うち 時間外手当	(A) - (B)		
							(A)
	人	歳	円	円	円		
事 務	事 務 主 任	37	44.6	382,843	10,813	372,030	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長-係員間）
	大 学 卒	19	43.4	404,986	10,385	394,601	
	短 大 卒	5	50.9	377,786	23,071	354,715	
	高 校 卒	13	44.0	352,426	6,725	345,701	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 主 任	12	47.6	375,846	18,346	357,500	同 上
	大 学 卒	*	*	*	*	*	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	8	44.1	362,424	19,299	343,125	
	中 学 卒	2	64.0	430,000	0	430,000	
関 係	事 務 係 員	154	38.1	238,771	16,999	221,772	
	大 学 卒	40	33.9	258,283	18,406	239,877	
	短 大 卒	23	42.5	220,952	9,786	211,166	
	高 校 卒	91	38.9	234,699	18,203	216,496	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
職 種	技 術 係 員	87	34.8	309,542	52,024	257,518	
	大 学 卒	16	32.8	259,444	28,255	231,189	
	短 大 卒	11	31.2	273,342	35,763	237,579	
	高 校 卒	60	36.0	329,538	61,344	268,194	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

その2 その他の職種

規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する 給 与		(A) - (B)		
			(A)	うち 時間外手当 (B)			
	人	歳	円	円	円		
技能・ 労務関係 職種	電話交換手	2	33.0	191,500	0	191,500	見習、外国語の電話交換手を除く。  業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	自家用乗用 自動車運転手	-	-	-	-	-	
	守 衛	-	-	-	-	-	
	用 務 員	-	-	-	-	-	
教 育 関 係 職 種	大学学長・ 副学長・学部長	6	56.8	620,895	0	620,895	
	大 学 教 授	27	56.0	535,094	7,881	527,213	
	大 学 准 教 授	27	46.7	428,177	12,337	415,840	
	大 学 講 師	14	41.4	381,022	6,884	374,138	
	大 学 助 教	-	-	-	-	-	
職 種	高等学校校長	*	*	*	*	*	
	高等学校教頭	2	53.0	493,750	0	493,750	
	高 等 学 校 主幹教諭・指導教諭	-	-	-	-	-	
	高等学校教諭	20	46.4	373,709	4,535	369,174	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	-	-	-	-	-	{ 構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。) } { 2室(係)以上又は構成員7人以上の部 (課)の長 } 構成員3人以上の室(係)の長 { 下記研究員より上位の者(研究所長の職 名を有する者、上記研究部(課)長及び 研究室(係)長を除く。) }
	研究部(課)長	3	46.5	501,370	884	500,486	
	研究室(係)長	3	39.8	408,433	47,865	360,568	
	主任研究員	*	*	*	*	*	
	研 究 員	6	33.0	245,003	8,431	236,572	
	研 究 補 助 員	-	-	-	-	-	

第18表 民間における初任給の改定状況

学 歴		項 目 企業規模	新規学卒者の 採 用 あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採 用 な し
				増 額	据置き	減 額	
山 形 県	大 学 卒	規 模 計	19.7	[ 34.0]	[ 66.0]	—	80.3
		500人以上	28.2	[ 37.9]	[ 62.1]	—	71.8
		100人以上 500人未満	21.7	[ 32.3]	[ 67.7]	—	78.3
		50人以上 100人未満	8.6	[ 33.3]	[ 66.7]	—	91.4
	高 校 卒	規 模 計	23.4	[ 35.0]	[ 65.0]	—	76.6
		500人以上	37.7	[ 54.8]	[ 45.2]	—	62.3
		100人以上 500人未満	22.2	[ 26.7]	[ 73.3]	—	77.8
		50人以上 100人未満	14.3	[ 20.0]	[ 80.0]	—	85.7
全 国	大 学 卒	規 模 計	48.1	[ 25.3]	[ 74.2]	[ 0.5]	51.9
		500人以上	86.7	[ 29.1]	[ 70.6]	[ 0.3]	13.3
		100人以上 500人未満	51.9	[ 23.6]	[ 75.6]	[ 0.8]	48.1
		50人以上 100人未満	22.3	[ 23.9]	[ 75.9]	[ 0.2]	77.7
	高 校 卒	規 模 計	29.2	[ 29.3]	[ 70.0]	[ 0.8]	70.8
		500人以上	53.4	[ 33.6]	[ 65.7]	[ 0.7]	46.6
		100人以上 500人未満	30.4	[ 25.8]	[ 73.4]	[ 0.7]	69.6
		50人以上 100人未満	15.1	[ 32.7]	[ 66.4]	[ 0.9]	84.9

(注) [ ] 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

第19表 民間における家族手当の支給状況

支給の有無	事業所割合		
	山形県	全国	
家族手当制度がある	74.0%	74.1%	
配偶者に家族手当を支給する	( 86.8% )	( 74.5% )	
家族手当制度がない	26.0%	25.9%	
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	11,476円	12,713円
	配偶者と子1人	18,326円	19,145円
	配偶者と子2人	24,414円	25,243円

(注) 1 ( ) 内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第20表 民間における在宅勤務手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務手当の支給状況

在宅勤務を実施している		在宅勤務手当を支給する		在宅勤務手当を支給しない		在宅勤務を実施していない	
山形県	36.4 %	( 21.2 ) %	( 78.8 ) %	63.6 %			
全国	49.8	( 23.1 )	( 76.9 )	50.2			

(注) ( ) 内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務手当の支給の検討状況

	検討している	検討していない
山形県	34.6 %	65.4 %
全国	19.9	80.1

(注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務手当を支給しない事業所を100とした割合である。

第21表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模	項目	係 員		課 長 級		部長級 (非役員)	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
山形県	規模計	52.7 %	47.3 %	48.9 %	51.1 %	48.8 %	51.2 %
	500人以上	63.5	36.5	56.1	43.9	55.6	44.4
	100人以上 500人未満	47.0	53.0	43.5	56.5	43.6	56.4
	50人以上 100人未満	55.8	44.2	55.9	44.1	56.0	44.0
全国	規模計	52.6	47.4	48.8	51.2	47.5	52.5
	500人以上	52.0	48.0	46.1	53.9	45.0	55.0
	100人以上 500人未満	51.8	48.2	47.6	52.4	46.5	53.5
	50人以上 100人未満	54.2	45.8	52.5	47.5	50.8	49.2

第22表 民間における定年制の状況

	定年制あり		定年年齢		定年制なし
			60歳	61歳以上	
山形県	99.1	%	75.9	23.2	0.9 %
全 国	99.2		82.7	16.4	0.8

(注) 1 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。  
 2 小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計は計と一致しないことがある。

第23表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区 分	項 目	給与減額あり		給与減額なし
			60歳で減額	
山形県	課長級	49.4	33.7	50.6 %
	非管理職	47.8	31.5	52.2
全 国	課長級	40.2	26.2	59.8
	非管理職	36.3	24.0	63.7

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む。  
 2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第24表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課長級		非管理職	
山形県	全 国	山形県	全 国
71.5	75.4	74.1	76.6

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む。  
 2 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

《参考》民間給与との職務階層別の対応関係表

行政職給料表	民間対応職種		
	企業規模 500人以上	企業規模 100人以上 500人未満	企業規模 50人以上 100人未満
9 級	支店長 工場長 部長 部次長		
8 級	課長	支店長 工場長 部長 部次長	
7 級			支店長 工場長 部長 部次長
6 級	課長代理	課長	支店長 工場長 部長 部次長
5 級			課長
4 級	係長	課長代理	課長代理
3 級		係長	係長
2 級	主任	主任	主任
1 級	係員	係員	係員

(注) 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。



## 4 生計費及び労働経済指標関係資料

### 令和3年4月の標準生計費算定方法

「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

#### (1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる「家計調査」等の大分類項目に対応する。

食料費……………食料

住居関係費……………住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……………被服及び履物

雑費Ⅰ……………保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ……………その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

#### (2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、「家計調査」における令和3年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの。以下「平均4人値」という。）に、費目別、世帯人員別標準生計費換算乗数を乗じて算定した。

1人世帯については、全国の標準生計費「1人世帯」に、本県の平均4人値を全国の平均4人値で除して得た値を乗じて算定した。

（注） 全国の標準生計費「1人世帯」とは、令和元年の「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」の単身勤労者世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費動向の変動分を反映して、令和3年4月の値を算定したものである。

第25表 山形市における費目別・世帯人員別標準生計費

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	29,460 円	47,230 円	55,160 円	63,090 円	71,020 円
住 居 関 係 費	71,460	87,010	74,920	62,840	50,760
被 服 ・ 履 物 費	5,080	5,720	7,160	8,610	10,050
雑 費 I	17,150	37,030	45,890	54,760	63,640
雑 費 II	9,970	29,370	28,720	28,070	27,420
計	133,120	206,360	211,850	217,370	222,890

《参考》全国における費目別・世帯人員別標準生計費（人事院算定）

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	30,060 円	48,180 円	56,270 円	64,360 円	72,460 円
住 居 関 係 費	44,700	54,430	46,870	39,310	31,750
被 服 ・ 履 物 費	5,160	5,800	7,270	8,740	10,200
雑 費 I	23,600	50,950	63,150	75,350	87,570
雑 費 II	11,200	32,990	32,260	31,540	30,810
計	114,720	192,350	205,820	219,300	232,790

第26表 労働経済指標

項 目 年 月	賃金・労働時間（毎月勤労統計調査）											
	山形県						全 国					
	きまって支給する給与				総実労働時間数		きまって支給する給与				総実労働時間数	
	(調査産業計)		うち 所定内給与		(調 査 産 業 計)	うち 所定外 労 働 時 間 数	(調査産業計)		うち 所定内給与		(調 査 産 業 計)	うち 所定外 労 働 時 間 数
金 額	前 年 同 月 比	金 額	前 年 同 月 比	金 額			前 年 同 月 比	金 額	前 年 同 月 比			
(千円)	(%)	(千円)	(%)	(時間)	(時間)	(千円)	(%)	(千円)	(%)	(時間)	(時間)	
令和2年 4月	247.2	△ 6.1	229.9	△ 5.0	153.9	10.1	295.7	△ 1.3	272.9	△ 0.1	143.8	10.5
5月	241.9	△ 5.6	227.3	△ 3.3	137.8	8.8	287.2	△ 2.6	268.6	△ 0.3	126.9	8.6
6月	244.6	△ 5.9	229.4	△ 4.1	153.0	8.9	290.9	△ 2.2	272.2	△ 0.1	141.3	9.3
7月	244.1	△ 6.8	228.5	△ 5.4	152.1	9.6	292.7	△ 1.3	272.2	0.2	145.8	10.3
8月	243.9	△ 5.3	227.3	△ 4.6	138.0	9.4	291.1	△ 1.6	269.9	△ 0.4	133.7	9.9
9月	244.1	△ 5.6	227.1	△ 4.9	149.3	10.3	292.9	△ 1.0	271.7	0.0	140.6	10.7
10月	246.5	△ 4.7	229.0	△ 4.1	153.3	10.1	296.3	△ 0.7	273.8	0.3	147.4	11.3
11月	248.0	△ 5.0	230.4	△ 4.1	149.6	10.5	294.2	△ 1.2	271.1	△ 0.3	143.4	11.4
12月	250.1	△ 4.1	231.2	△ 3.8	151.5	11.3	295.0	△ 0.7	271.9	0.1	142.3	11.5
令和3年 1月	253.7	2.4	232.7	1.3	143.6	11.8	293.0	0.0	270.0	0.4	135.1	11.0
2月	252.7	1.6	231.9	1.1	147.1	11.6	292.8	△ 0.3	269.9	0.3	135.4	11.1
3月	255.4	2.4	234.6	1.8	156.0	11.5	297.3	1.1	273.7	1.5	145.1	12.0
4月	257.6	4.2	236.5	2.9	160.9	12.1	300.3	1.6	275.9	1.1	150.4	12.1
5月	256.7	6.1	235.1	3.4	145.5	11.8	294.9	2.6	272.1	1.4	136.0	11.1
6月	259.1	5.9	237.8	3.6	159.8	11.9	297.2	2.1	274.4	0.8	146.9	11.4
資料出所	山形県みらい企画創造部						厚生労働省					

(注) 1 (p) の付されている数値は速報値である。  
 2 「きまって支給する給与」の前年同月比、「うち所定内給与」の前年同月比、「消費者物価指数(総合)」、「国内企業物価指数」、「常用雇用指数」及び「実質国内総生産 (GDP)」は平成27年基準である。  
 3 「きまって支給する給与」、「うち所定内給与」、「総実労働時間数」、「うち所定外労働時間数」及び「常用雇用指数」は事業所規模30人以上の数値である。

生計費（家計調査）				物 価			雇 用			生 産
消費支出（名目） （二人以上の世帯のうち勤労者世帯）				消費者物価指数 （総合）		国内 企 業 物 価 指 数	常用雇 用指数 （調 査 産業計）	完 全 失 業 率 （季 節 調整値）	有効求 人倍率 （季 節 調整値）	実 質 国 内 総生産 （GDP）
全 国		山 形 市		全 国	山形市					
金 額 （千円）	前 年 同 月 比 （%）	金 額 （千円）	前 年 同 月 比 （%）	前 年 同 月 比 （%）	前 年 同 月 比 （%）	前 年 同 月 比 （%）	前 年 同 月 比 （%）	（%）	（倍）	前期比 （%）
303.6	△ 9.9	299.5	2.7	0.1	△ 0.5	△ 2.5	0.8	2.6	1.30	△ 7.9
280.9	△ 15.5	283.8	△ 19.3	0.1	△ 0.9	△ 2.7	0.2	2.8	1.18	
298.4	△ 3.3	298.5	△ 13.4	0.1	△ 0.5	△ 1.6	0.2	2.8	1.12	
288.6	△ 10.1	320.2	2.4	0.3	0.0	△ 1.0	0.2	2.9	1.09	5.4
304.5	△ 6.5	316.2	12.2	0.2	△ 0.3	△ 0.6	0.2	3.0	1.05	
304.2	△ 7.7	297.7	△ 21.6	0.0	0.1	△ 0.8	△ 0.1	3.0	1.04	
312.3	2.3	371.9	8.7	△ 0.4	△ 0.4	△ 2.1	△ 0.1	3.1	1.04	2.8
305.4	0.5	350.2	11.0	△ 0.9	△ 0.8	△ 2.3	△ 0.1	3.0	1.05	
333.8	△ 3.4	365.9	△ 25.2	△ 1.2	△ 1.0	△ 2.0	△ 0.3	3.0	1.05	
297.6	△ 4.8	380.5	2.1	△ 0.6	△ 0.3	△ 1.5	△ 0.3	2.9	1.10	△ 1.1
280.8	△ 7.4	387.8	16.8	△ 0.4	0.0	△ 0.6	△ 0.4	2.9	1.09	
344.1	6.7	485.6	38.0	△ 0.2	0.5	1.2	△ 0.2	2.6	1.10	
338.6	11.5	359.2	19.9	△ 0.4	0.3	3.9	△ 0.3	2.8	1.09	(p)
317.7	13.1	341.3	20.2	△ 0.1	0.9	5.1	0.2	3.0	1.09	0.5
281.2	△ 5.8	295.0	△ 1.2	0.2	1.0	5.0	0.0	2.9	1.13	
総 務 省						日 本 銀 行	厚 生 労 働 省	総 務 省	厚 生 労 働 省	内 閣 府